

島田市空き家改修等事業費補助金のご案内

この補助金は、川根地区の空き家の利用を促進するため、島田市空き家バンクに登録された空き家の改修(リフォーム)等に要する経費を対象として交付するものです。

対象者

所有者と利用者のどちらでも申請ができます。

利用の条件

- 物件および利用者が、島田市空き家バンクに登録されていること。
- 所有者と利用者が「賃貸借契約」を締結していること。
- 所有者と利用者が改修について合意していること。
- 利用者が5年以上その住宅に住むこと。
※やむを得ない事情で退去する場合を除きます。
- 市内に事業所のある業者が施工すること。
- 市税等の滞納がないこと。
- 所有者と利用者が生計を一にしていないこと又は三親等以内の親族でないこと。

対象外

- 過去にこの補助金の交付を受けた住宅
- 申請日が賃貸借契約を締結した日から6ヶ月を経過している場合

対象経費

- 水道、ガス又は電気の改修に要する経費
- トイレ又は風呂の改修に要する経費
- 内装、外装又は屋根の改修に要する経費
- 家財道具の搬出又は廃棄に要する経費
- 屋内又は屋外の清掃に要する経費
- その他市長が必要であると認める経費

補助率・限度額

2分の1以内で、30万円（利用者が中学生以下の子と同居する場合は50万円）

申請から工事完了までの流れ

交付申請

工事着工前に、次の書類を市役所 建築住宅課に提出してください。

1. 補助金交付申請書（様式あり）
2. 事業計画書（様式あり）
3. 収支予算書（様式あり）
4. 建物の位置図、配置図、平面図（施工箇所がわかるもの）
5. 見積書の写し
6. 着手前の写真
7. 賃貸借契約書の写し
8. 住宅の登記事項証明書又は所有者及び建築年月日を確認できる書類
9. 誓約書（様式あり）
10. 利用者の住民票の写し
11. 住宅改修に関する所有者等の承諾書（利用者が申請する場合）（様式あり）
12. 市税等に滞納がないことの調査を承諾する書類
13. その他市長が必要と認める書類

交付決定・工事着工

市役所からの交付決定通知を受けてから着工してください。

工事完了

完了の日から 30 日以内（又は 4 月 10 日のいずれか早い日）に次の書類を市役所 建築住宅課に提出してください。

1. 実績報告書（様式あり）
2. 事業実績書（様式あり）
3. 収支決算書（様式あり）
4. 施工箇所ごとの施工状況が分かる写真
5. 工事請負契約書の写し
6. 経費の領収書の写し
7. その他市長が必要と認める書類

交付確定・補助金請求

市役所から交付確定通知を受けたら、請求書（様式あり）を市役所に提出してください。

【 お問い合わせ先 島田市 建築住宅課 電話番号：0547-36-7193 】